

特 記 仕 様 書

1. 簡易丸太筋工

(1) 使用する杭木（購入材）については、間伐材または合法性・持続可能性が証明された木材を利用すること。間伐材または合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し確認を受けること。

現地伐採木を使用して杭木を作成する場合は、事前に監督職員に協議のうえ標準図に示す規格以上のものとし先端加工の製作過程を記録すること。現地材を使用加工することに伴い掛かり増しとなった加工費その他諸経費については設計変更の対象としない。

(2) 横木は、等高線の標高に沿って水平に設置することとし、杭木は、鉛直方向に打ち込むこと。なお、打ち込み時に地中に根や転石・岩塊があり、規定の打ち込み深が見込まない場合は、杭間隔の内側直近の地点に打ち込むものとする。

(3) 横木の積み重ねにより、丸太間に著しく隙間が生じないように、横木丸太の選木を行うこと。施工後に隙間が確認できた箇所については、背面部からの土砂流出防止を図るものとする。

(4) 施工場所の詳細については、工種の効果を十分に発揮できるよう監督職員の指示により実施するものとする。

2. 安全管理

(1) チェーンソー作業

チェーンソーを用いて作業を実施する場合には、仕様書及び厚生労働省において定めるチェーンソーによる伐木等作業の作業指針及び安全に関するガイドライン（平成27年12月7日基発1207第3号、改正令和2年1月31日基発0131号。）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

(2) 連絡体制の整備

受注者は、厚生労働省において定める「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日基発461号の3、改正令和2年1月31日基発0131第4号。）を確実に守り、事業実行中の安全管理を徹底すること。

(3) 関係法令の遵守

各作業にあたっては、作業基準・安全関係法令を遵守し、全作業者に対して確実に実施させること。違反行為を認知した場合には作業を中止したうえで速やかに是正させること。